



シルバー せんなん

第 63 号

令和5年1月発行

公益社団法人

泉南市シルバー人材センター
泉南市信達市場1584番地の4
電話 (072)4 8 3 - 8 6 6 1



男神社御管式

(写真提供：泉南市産業観光課)

働く喜び社会参加の輪を広げよう

会員数（令和4年11月末日現在）男318名 女117名 合計435名

新年のごあいさつ

(公社) 泉南市シルバー人材センター
理事長 山内 洋



輝かしい新春を迎えるにあたり、謹んでお祝いのご挨拶を申し上げます。
皆様方におかれましては、清々しく新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。平素はシルバー人材センター事業の発展にご尽力いただき誠にありがとうございます。
さて、変異を繰り返す新型コロナウイルス

感染症の収束はまだまだ見えないものの、家庭や企業における感染予防の取り組みにより行動制限が撤廃されるなど日常生活が戻りつつあります。当センターにおいては、会員の減少という課題はございますが、事業実績については回復基調となっております。今後もシルバー人材センターの「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、地域社会に密着した臨時的、短期的、軽易な就業機会のさらなる確保に努めるとともに、会員の皆様の「生きがい」の充実と社会参加を通じて地域社会の

活性化に寄与してまいります。
また、本年10月より消費税の適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度の導入が予定されており、インボイス制度が導入されますと、センター事業の運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、シルバー事業に特例措置が講じられるよう全国運動を展開しつつ、適切な対応が図れるよう取り組みを行ってまいります。会員の皆様におかれましては、ご協力お願いいたします。
皆様方のご健勝とご多幸並びにますますのご活躍を祈念いたすとともに、シルバー人材センター事業に更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

会員のひろば

令和4年度

シルバーボランティアに参加して ―ちめの海は今―

新家班 吉岡和夫

泉南ロングパークの北端、岡田浦漁港近くの海岸線のゴミ収集のボランティアに参加。シルバー会員54名事務局職員4名が参加。

海の前には、関西国際空港が大きく広がり、時折、離発着する様子を眺めながらの作業。
関空建設と同時に整備された海岸線には、白い玉石が敷き詰められ、環境の良い所。また、この海岸線は今から一〇〇年前、紀貫之が土佐の国司をしていた頃、小さな帆掛け舟で土佐から京都まで海賊の不安におびえながら55日間をかけて帰った海岸だ。その旅の中で「男もすなる日記」というものを……の書き出しで有名な「土佐日記」が書かれた海岸でもある。日記中には、「多奈川二貝塚」などの地名も残され、後の日本文学史上の先駆けと言われる作品である。

さて、いざ収集にかかる。波打ち際のみなならず、広い海岸一帯にごみの塊が散乱し、皆で分散して収集。しばらくすると顔面に汗がタラーリ！
ゴミの散乱状況は、波打ち際が多く、缶・ペットボトル・ダンボール・プラスチック・木材破片・竹・ビニール袋・菓子類の袋等多岐にわたる。

恐らくほとんどが、泉南地区の河川から流れた物、また、観光客・魚つり客が残した

物と思われる。ふと山の方をみると海岸すぐ近くにウツミリサイクルシステムズ株式会社の社屋が見える。リサイクルが企業として成立する時代なのだ。日本のみならず世界のゴミ問題・環境問題がここに具象化されていることを認識した。

ささやかなシルバー人材センターの取り組みではあるが、今後の若者への啓発活動が必要と認識した。今40代になる娘達が海水浴で泳いでいた頃と比べると、環境は悪化していると言わざるを得ない。

1ヶ月後にボランティアの成果がどう変わっているか散歩がてらに見に行った。10月12日に比べると波打ち際近くには当時の五分の程度のゴミが散乱していた。それ以外の陸地部分にはほとんどゴミは落ちていなかった。小中学生のボランティア活動の場としては最高の場所ではないだろうか。小中学校の先生取り組みでいてただけだろうか。(環境問題の一環として)





清掃後



清掃前

交通安全講習会に参加して

雄信班 高岡 正明

交通安全講習会は、令和4年9月7日（木）泉南市総合福祉センターあいびあ泉南で午前9時から12時まで開催され、25名が参加しました。

講師は泉南警察署交通課交通総務係・警部補 宮崎 剛 氏と大阪府交通安全協会から機器の世話係として3名のご参加がありました。

はじめに宮崎警部補から本年度の大阪府下と泉南警察署管轄下の交通事故の発生状況報告がありました。

その後3テーマの講習会がありました。

テーマ1はビデオで「シニアドライバールの交通安全」を鑑賞しました。加齢による視力、聴力、認知力、筋力、柔軟性などの低下で情報処理能力、認知判断、啁嗟判断、操作遅れなどから、高齢者の交通事故が多い。そこで危険予知による運転で、「予するだろう。」を「予かもしれない。」の意識で安全運転を行うことが強く要望されました。

テーマ2は交通安全運転の俊敏性を調べるテストを3台の機器で体験しました。「クイックステップ機」「クイックキヤッチャー機」「クイックアーム機」これらの機器をゲーム感覚で取り扱い、各機器を操作し挑戦しました。反射神経、判断力、瞬発

力を計測して、対応年齢が評価され、自己の俊敏性年齢を確認できる体験をしました。

テーマ3は高齢者の運転免許証更新に関する法令改正についての報告がありました。令和4年5月13日の改正道路交通法の施行により、75歳以上で一定の違反歴のある人は、運転技能検査の受験が必要となりました。一定の違反とは、信号無視など、11類型の違反詳細は大阪府警察ホームページ掲載されているとのことでした。免許証の更新を順調にできるよう、交通違反の無い安全運転をしなければならぬと思いました。

今回の講習会は、交通安全について自己を見直す良い機会になりました。





雄信班
和田 正臣

①心身共に健康で毎日を元気で楽しく過ごしたい。
②日帰り温泉を楽しんでいます。

今年は卯年です
私の年です
よろしくお願いします

(順不同)

質問の内容

①あなたの今年の抱負について一言おねがいします
②あなたは余暇をどのように過ごしていますか。
③あなたの趣味は何ですか。

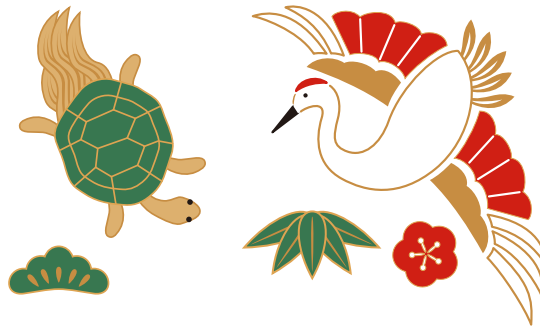


砂川班
福島 隆

③ドライブで運転を楽しんでいます。

①今年は卯年ですので飛躍の歳にしたいです。一步一步確実に前進しているものに挑戦したく思っています。年が年だけにあまり無理は出来ません。少しずつ向かって参ります。

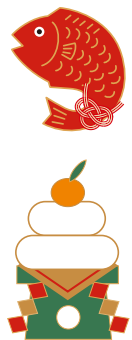
②スポーツが好きですのでまず、グランドゴルフやジョギング、卓球等を無理なく行っています。又、登山も好きですので友達と時々山に挑戦したいです。現在、シルバーの同好会ハイキングで活動しています。



③地図を見るのが好きです。で地図をながめてはあれこれと空想の旅に行っています。

砂川班
道下 幸子

①特に有りませんが健康である様に努力します。
②ボランティアが多いです。
③山歩き・グランドゴルフ。



新家班
山下 稔



西信達班
陣之内 幹男

①元気で足腰丈夫で過ごすこと。
②DIY・畑。
③釣り・ドライブ。

①元気で楽しく過ごすことです。
②コロナで家で過ごすことが多いですね。
③テレビを見て過ごすことが多いです。





新家班
松川 直哉

①病気に勝つ!!マイペース。

②野菜作り(土遊び)。

③魚釣り、家庭菜園で土遊び。



雄信班
平田 茂徳

①日々めりはりを付けて楽しむ。

②唯一の場として趣味を活かす。特に家庭菜園での土を触ることなどで心を癒すようにしている。出来栄も楽しみ。

③1. ゴルフ 2. 家庭菜園



新家班
根来 正美



①今年の春頃に人生最後の新車が来る予定なので夫婦元気なうちに少し遠出をしたいと思っています。

②退職後は違う仕事をしたくて、不動産関係の資格を勉強し取得しましたがコロナで仕事はしていません。最近、女房と共通の趣味であるお酒とカラオケを楽しんでいます。



樽井班
丸山 邦明

①終活を少しでも進める。



信達班
岩田 光憲

③若い頃からバイクが好きで現在も旧車の大型バイクを3台所有しています。高齢となった今は、ツーリングと言うよりも近回りのちょい乗りとビール片手にながめて楽しんでいます。

①健康に過ごしたい。
②ウォーキング、映画鑑賞。
③ウォーキング、読書、映画鑑賞。

次の会員さんも卯年です (順不同)

新家東班	雄信班	一丘班	一丘班	一丘班	樽井班	雄信班	雄信班	西信達班	信達班	樽井班	鳴滝班	新家東班	樽井班
東	前	稲	照	辻	八	嶋	藤	寺	江	岡	山	谷	木
博	房	田	喜		木	田	原	田	田	本	原	口	戸
文	男	良	名	忍	橋	美	治	義	裕	晃	博	恵	裕
		文	修		勉	代	嗣	広	光		昭	美	



配分金の消費税とインボイス制度

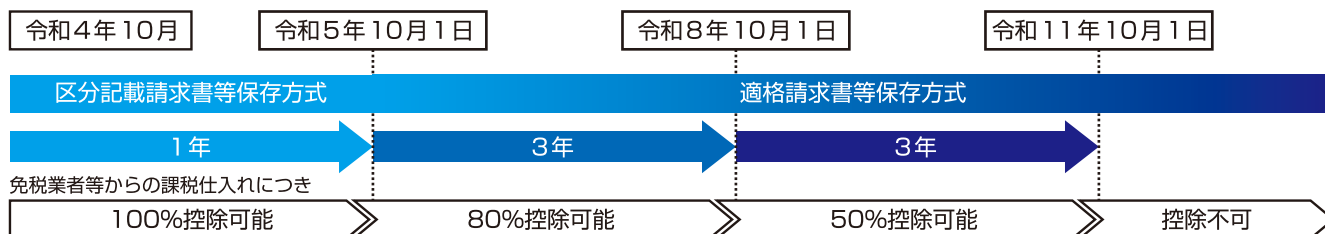
現在、会員の皆様に支払われている配分金は給与ではないため、消費税が含まれています。つまり、シルバー人材センターからは、消費税も含めて支払っているということになります。

- 個人事業主である会員が受け取った消費税は、本来は会員の皆様が税務署に納付するものですが、会員の殆どが年収1,000万円以下の免税事業者の為納付が免除されています。
- 令和5年10月1日付の消費税法改正で「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
- インボイス制度が導入されるとシルバー人材センターの場合、「発注者から受け取った料金に含まれる消費税」から「会員に支払った配分金に含まれる消費税」を差し引いた額を消費税として税務署に納付しなければならなくなります。

仮に消費税込みで1,100円の配分金を支払っても消費税分の100円は仕入税額控除ができなくなるため、改めて同額の100円を当センターから税務署に納めなければならなくなります。

免税業者からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度の開始後は、免税業者や消費者など、適格請求書発行業者以外の者(以下「免税業者等」と言います。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免税業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



インボイス制度がシルバー人材センターへ及ぼす影響

- シルバー人材センターに登録している会員は、消費税免税業者として請負による仕事をしています。
⇒ インボイス制度導入後、段階的に仕入税額控除が受けられなくなり、センターの負担が増大します。
- 適格請求書発行業者への登録は会員の任意であり、センターから強制はできません。
⇒ 大部分の会員が免税業者を選択すると予想されるため、仕入税額控除は望めません。
- 会員の配分金を減らす買いたたきは下請法に抵触します。
⇒ 消費税を免税業者の会員に負担してもらうことはできません。
- シルバー人材センターは公益公人法のため、新たな税負担のための財源確保は極めて困難です。
⇒ 会員または発注者に負担をお願いするしかありませんが、会員への負担は上記により難しいのが現状です。
そこで、発注者に対する事務費の増額で負担して頂く方針ですが、これによる顧客離れも懸念されています。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書が 泉南市議会で可決されました

本センターからの要請に基づき、令和4年12月16日の泉南市議会本会議で下記の意見書が、森裕文議長の採決により、賛成多数で可決され、内閣総理大臣及び関係大臣、衆・参両議長に送付されました。

- 賛成 公明党 澁谷昌子 議員 岡田好子 議員 竹田光良 議員
新風会 谷展和 議員
日本共産党 大森和夫 議員 楠成明 議員
未来せんなん 堀口和弘 議員
優仁会 河部優 議員 田畑仁 議員
- 反対 大阪維新の会 4名 新風会 1名

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、大阪府内では、43箇所のセンターが地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、「インボイスによらずに一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められる」等の取扱いを講ずる必要がある。

よって、本市議会は国及び政府に対し、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年12月16日

泉 南 市 議 会

働く喜びと生きがい!!

雄信班 中尾 邦 廣

皆さん、このコロナ禍の中で御元氣ですか。3年が過ぎようとしております。コロナも早く清閑してほしいものです。このような中で仕事ができる喜びと幸せを感じております。

学生時代を終え社会に出た今日に至るまでを思い出せば一番心に残る仕事は40年間、会社勤めで言葉・水・食べ物が違う国（アジア方面）ですが頑張ったものです。

私は製鐵プラントのエンジニアで圧延ライン、搬送ライン、精錬ラインの技術指導が仕事でした。海外の製鐵所ですから国営の製鐵所です。ですから、日本人だけでは無く各国からも私同様のスパーバイザーが来ています。その中の日本の技術力の高いことは言うまでも無く、日本人として誇りを持ってました。

日本の国内に居る時は、全てがこんなものかと思つて居るが、一歩外に出て日本のレベルが高いことは手に取るようにわかります。現場の仕事は現地人が行いますから、その現地の責任者に説明・指導し一つのラインの機械据付が完成すると次は試運転が始まり、最終的にはコンピュータで全自動に

なります。運転が完了するとこれまでの辛かった事が楽しさに変わります。その道を幾度も経験して来ましたがいまだに忘れることは出来ません。一口に言つて辛さが多いほど喜びが倍増しますね。思い出します!!

仕事は楽しく出来ることは幸せですよ。年を重ね今では泉南市シルバー人材センターにお世話になっており、学生時代に手掛けた弓道を仕事と両立して、充実した毎日を送つて居ります。

令和4年11月には「ねんりんピック」、スポーツの祭典。神奈川県で全国大会があり大阪府代表として



頑張つてきました。弓道に取り組む姿勢にはその人の生き方が現れるし、逆に弓道を通して学んだ事が人生の新しい指針を与えてくれる事もあります。弓道の射法八節は、それだけなら単純な動作で難しくはありません。しかし、「より良い弓道」を求め続けることでその単純な動作は果てしなく難しくなり、それゆえに苦しみになります。だからこそ、弓道はいつまでも課題や目標をもって続けられるもので有るし、自らを高めることができる。

弓道を通じて常に本物を追求し続けることで弓の技術だけでなく人間的な成長も得られ豊かな生き方を学ぶ事も出来ると云う事を生きがいとしてこれからも身体の続くかぎり仕事に弓道に頑張ります。

スマートフォン講習開催

令和4年10月13日(木)、20日(木)に泉南市シルバー人材センター会議室において「スマートフォン講習」を開催しました。

当日は、事務局職員が講師となり、「電話帳登録」や「電話のかけ方、取り方」、「カメラの操作」などを合計7名の会員が受講されました。

来年度以降の開催も予定しています。



配分金等の確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は所得税法上では雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合には確定申告の必要がありますので、確定申告が必要な会員の方々は申告くださいますようお願いいたします。

〈配分金等の収入だけの場合〉

年間配分金等の合計が103万円を超える場合

〈配分金等の収入の他に年金収入がある場合〉

(年間配分金額－必要な経費等の控除額55万円) + (公的年金額－公的年金等の控除額A) > (基礎控除額48万円※①＋扶養控除額B) (※①所得者の合計所得金額が2,400万円以下の場合)

※注意 就業の際に必要な交通費等は、必要経費等の控除に含まれるものとして取り扱われます。

(A) 公的年金収入（国民年金・厚生年金・共済年金等）受給者の控除額※②

表1 65歳未満の人（昭和33年1月2日以後生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等の控除金額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	年金収入×0.25+27.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入×0.15+68.5万円
770万円超1,000万円以下	年金収入×0.05+145.5万円

表2 65歳以上の人（昭和33年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等の控除金額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	年金収入×0.25+27.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入×0.15+68.5万円
770万円超1,000万円以下	年金収入×0.05+145.5万円

(注) 平成23年分から、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるものは、確定申告の提出を要しません。ただし、住民税の申告は必要です。

※②公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

(B) 控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

扶養控除額＝被扶養者1人あたりの控除額（表3）を扶養人数に乘じた金額

表3 所得控除の態様別適用一覧

区 分			控除額	内 容
配 偶 対 象	一般 70歳未満	通常	38万円	配偶者控除(38)※③
		障害者 ※④	65	配偶者控除(38)※③＋障害者控除(27)
	老人 70歳以上	通常	48	老人配偶者控除(48)※③
		障害者 ※④	75	老人配偶者控除(48)※③＋障害者控除(27)
扶 養 親 族	一般 16～18歳 23～69歳	通常	38	扶養控除(38)
		障害者 ※④	65	扶養控除(38)＋障害者控除(27)
	特定 19～22歳	通常	63	特定扶養控除(63)
		障害者 ※④	90	特定扶養控除(63)＋障害者控除(27)
	老人 70歳以上	通常	一般 48	老人扶養控除(48)
			同居 58	老人扶養控除(48)＋老親同居(10)
		障害者 ※④	一般 75	老人扶養控除(48)＋障害者控除(27)
			同居 85	老人扶養控除(48)＋障害者控除(27)＋老親同居(10)
本 人	一般	通常	48	基礎控除(48)
		障害者 ※④	75	基礎控除(48)＋障害者控除(27)

※③所得者の合計所得金額が900万円以下の場合

※④特別障害者の場合には障害者控除が特別障害者控除額40万円、同居の場合は75万円になります。

〈配分金等の収入と年金収入以外に収入がある場合など、詳細については所轄税務署にご相談ください。〉

◇お気軽にお電話を◇

軽 作 業	清掃・除草・ビラ配り・空家管理 各種屋内、屋外作業・その他軽作業
施 設 管 理	公園、テニスコート、駐輪場・カート回収等の管理
事 務	一般事務・宛名書き・毛筆賞状書き
園 芸	庭木の剪定・施肥・庭の清掃
修 理 ・ 修 繕	トタン・波板の張り替え・その他小修理
家事・福祉サービス	家事手伝い・食事の仕度・その他家事サービス 老人介護補助・病人看護補助

★臨時的・短期的な仕事は〈シルバー人材センター〉にご相談下さい。

TEL (072) 483-8661

お知らせ

配分金支払日

12月分	2月1日(水)
1月分	3月1日(水)
2月分	4月3日(月)
3月分	5月1日(月)
4月分	6月1日(木)
5月分	7月3日(月)

会員の原稿募集



シルバー人材センターでは、年に2回の予定で会報を発行しています。次のような内容の原稿を〔原稿用紙(四〇〇字詰)一、二枚程度で〕お寄せください。

①会員として、働く喜び、生きがい等の自己体験等

②随筆、短歌、俳句、川柳等

③趣味の写真等

原稿の締め切り日 2023年5月末日
又、「シルバーせんなん」に望む声を事務所までお寄せ下さいますようお願いいたします。

編集後記

新年あけましておめでとうござい
ます。

ウイズコロナの年明け、皆様には、明るさや賑やかさが少しは戻られましたでしょうか？

昨年でも事件や事故が多くあり、心が傷みましたが、サッカーワールドカップで元気と勇気をもらいました。

会員の皆様には「シルバーせんなん」に寄稿頂きありがとうございました。ボランティア活動ではマーブルビーチが綺麗になり、参加者の皆様お疲れ様でした。講習会も会員の皆様の交流が深まりこれからも益々お元気に活躍ください。

卯年の皆様の抱負が叶い、今年こそ穏やかで平和が訪れ、皆様が健康で幸多き年となりますようお願い申し上げます。

編集部 山本

